

なごみグループ 虐待の防止のための指針

(有限会社 なごみの部屋 / 株式会社 カルム)

第1 虐待の防止に関する基本的考え方

当法人では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という）の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

①身体的虐待

高齢者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②介護・世話の放棄・放任

高齢者等を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者等を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③心理的虐待

高齢者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

高齢者等にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

高齢者等の財産を不当に処分することその他当該高齢者等から不当に財産上の利益を得ること。

第2 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について

当法人では、虐待の防止を図るため、虐待防止委員会を設置します。

(1) 委員会の検討及び審議事項

- ①虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ②虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ③虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ④虐待防止に関する教育・研修計画の策定に関すること。
- ⑤虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
- ⑥虐待が発生した場合の対応（行政機関への報告を含む）に関すること。
- ⑦虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

(2) 委員会の構成

委員会を構成する委員は、老人ホームの管理者1名、生活相談員1名、障害福祉サービス事業所のサービス提供責任者1名の計3名で構成します。ただし、必要に応じて関係職員を臨時に委員に指名することがあります。

(3) 委員会の開催

委員会は、年1回、身体的拘束適正化委員会等の開催時に同時に開催します。なお、虐待またはその疑い（以下「虐待等」という。）が認知されたときは、随時開催します。委員会の検討内容は議事録を作成・保管するとともに、検討内容、結果等を全職員に周知徹底します。

第3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の基本的考え方の理解を深め、虐待の防止の徹底を図るため、教育・研修を実施します。

- (1) 職員全員を対象にした定期的（年1回以上）な教育・研修の実施
- (2) 新任者を対象にした教育・研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

第4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その原因を調査し、再発の防止策を講じます。客観的な事実確認の結果、虐待者が当法人の職員等であることが判明した場合には、就業規則に基づき、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

第5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

職員は、他の職員等による利用者への虐待等を認知したときは、所属事業所の管理者に報告します。虐待者が当該管理者本人であった場合は、他の上席者等に報告します。

- 2 管理者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が管理者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認し、経緯を記録・保管します。
- 3 事実確認の結果、虐待の事実が確認された場合には、再発防止策を講じるとともに、事実経過、再発防止策について虐待防止委員会に報告します。

第6 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

- 2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- 3 対応の流れは、「第5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとします。

第7 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、利用者または利用者家族等が閲覧できるよう各事業所に掲示します。また、自由に閲覧できるように、法人のホームページに公表します。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行します。

令和6年1月1日一部改正